

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

制定	平成23年	4月	1日
改正	平成23年	8月	10日
改正	平成24年	4月	1日
改正	平成24年	12月	17日
改正	平成25年	4月	1日
改正	平成26年	3月	19日
改正	平成26年	11月	25日
改正	平成27年	4月	1日
改正	平成27年	9月	14日
改正	平成28年	4月	1日
改正	平成28年	11月	15日
改正	平成29年	4月	1日
改正	平成29年	9月	19日
改正	平成30年	4月	1日
改正	平成31年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県住宅耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に關し、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅（人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいい、戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの
 - イ 販売を目的とするもの
- (2) 「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、木造の住宅（在来工法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法）をいう。
- (3) 「既存非木造住宅」とは、既存住宅のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅をいう。
- (4) 「木造住宅耐震化促進事業」とは、第13号から第15号までに掲げる事業をいう。
- (5) 「非木造住宅耐震化促進事業」とは、第16号から第18号までに掲げる事業をいう。
- (6) 「耐震診断士」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基

づき登録された建築士をいう。

- (7) 「構造設計一級建築士」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第3項の規定により国土交通大臣から構造設計一級建築士証の交付を受けた建築士をいう。
- (8) 「登録設計事務所」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (9) 「登録工務店」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。
- (10) 「木造住宅耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第3項の規定による平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号の別添建築物の耐震診断の指針第1の1の規定又は「改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。
- (11) 「木造住宅耐震改修設計」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（計画書及び積算見積書を含む。）の作成であって、登録設計事務所に所属する耐震診断士が行うものをいう。ただし、市町村が別途附帯条件を設けることを妨げない。
- (12) 「木造住宅耐震改修工事」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、登録工務店が行うものをいう。ただし、市町村が別途附帯条件を設けることを妨げない。
- (13) 「木造住宅耐震診断事業」とは、既存木造住宅を対象に市町村が行う耐震診断をいう。
- (14) 「木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (15) 「木造住宅耐震改修費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (16) 「非木造住宅耐震診断費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (17) 「非木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (18) 「非木造住宅耐震改修費補助事業」とは、既存非木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (19) 「コンクリートブロック塀耐震対策事業」とは、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等を対象に、撤去等に要する費用の一部を当該塀等の所有者に対して市町村が補助する事業及び市町村が撤去等を行う事業をいう。
- (20) 「老朽住宅等除却事業」とは、老朽化した住宅等を対象に、除却に要する費用の一部を当該住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業及び市町村が除却を行う事業をいう。
- (21) 「空き家住宅」とは、本要綱に定める事業を実施しようとする際に使用されおらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある住宅をいう。
- (22) 「空き建築物」とは、本要綱に定める事業を実施しようとする際に使用されおらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある建築物をいう。

- (23) 「空き家活用促進事業」とは、空き家住宅又は空き建築物（以下「空き家」という。）を対象に市町村が耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事及びトイレの水洗化工事等（以下「改修工事等」という。）を行い、市町村が管理・運営する住宅（公営住宅を除く）又は就寝の用に供する居室が存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される建築物（以下「公的住宅等」という。）として活用する事業をいう。
- (24) 「住宅耐震対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が既存住宅の耐震対策の加速化を図るために戸別訪問等を行う事業をいう。
- (25) 「住宅段階的耐震改修支援事業」とは、既存木造住宅のうち戸建て及び併用住宅の耐震改修工事を段階的に行うために要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。
- (26) 「こうち健康・省エネ住宅」とは、こうち健康・省エネ住宅推進事業費補助金交付要綱第2条第2項に規定するこうち健康・省エネ住宅をいう。
- (27) 「空き家対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が空き家の除却又は活用の加速化を図るために空き家の調査等を行う事業をいう。
- (28) 「空き家活用費補助事業」とは、空き家の改修設計、改修工事等に要する費用の一部を当該空き家の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。
- (29) 「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定に基づき知事が指定した区域をいう。
- (30) 「危険住宅」とは、敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない構造（以下「既存不適格」という。）で現に居住している住宅をいう。
- (31) 「がけ地近接等危険住宅移転事業」とは、危険住宅の移転又は除却を行う費用の一部を当該危険住宅の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。
- (32) 「住宅等土砂災害対策促進事業」とは、土砂災害特別警戒区域内の危険住宅及び一以上の居室を有する建築物（既存不適格であるものに限る。以下「危険住宅等」という。）を土砂災害に対して安全な構造とする費用の一部を当該危険住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。

（補助目的及び補助対象経費等）

第3条 県は、南海トラフ地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅又は建築物を対象に市町村が行う木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業、住宅耐震対策市町村緊急支援事業、住宅段階的耐震改修支援事業、空き家対策市町村緊急支援事業、空き家活用費補助事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、及び住宅等土砂災害対策促進事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業については別表第2に、住宅段階的耐震改修支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業につい

ては別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第8に、空き家対策市町村緊急支援事業については別表第9に、空き家活用費補助事業については別表第10に、がけ地近接等危険住宅移転事業については別表第11に、住宅等土砂災害対策促進事業については別表第12に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。）又は知事が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかなければならぬこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合であつて、当該期間の延長が翌年度にわたるときには、あらかじめ別記第4号様式による事業実施期間延長承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもつて適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従つてその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たつて、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額とし控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでな

い。

- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (12) 間接補助事業者等（規則第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。以下同じ。）に県税の滞納がないこと。
- (13) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては間接補助事業者等に対して前各号の条件を付さなければなければならないこと。

（補助金の交付の決定の通知）

第6条 知事は、第4条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

（補助金の交付の申請の取下げの期日）

第7条 市町村が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知後15日以内とする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条の2 知事は、間接補助事業者等が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（現場検査）

第8条 市町村は、補助事業について、必要に応じて現場検査を行うものとする。

2 知事は、市町村から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。

（実績報告）

第9条 市町村は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、間接補助事業が3月31日までに完了しているものの同日までに完了実績報告書を提出することが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月31日までに、別記第6号様式による年度終了報告書を提出しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場

合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の完了実績を提出した後に、消費税の申告により郊外補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

2 知事は、第9条第2項の年度終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該実施結果に応じて補助金を交付するものとする。

(報告等)

第12条 知事は、市町村に対して、補助事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。

(グリーン購入)

第13条 市町村は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成19年4月17日制定）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

3 この要綱の施行の日以前の予算に係る事業については、旧要綱の規定を適用するものとする。

4 旧要綱及び高知県木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成15年9月1日制定）、高知県木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱（平成17年6月6日制定）に基づき実施された木造住宅耐震診断の結果は、引き続きこの要綱に定める木造住宅耐震診断事業の結果とみなす。この場合にあっては、報告書の「総合評点」を「上部構造評点のうち最小の値」と読み替えるものとする。

附則

この要綱中、別表第1及び別表第2の補助対象経費の項の改正規定は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号）の施行の日から、その他の規定は、平成23年8月10日から施行し、適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。ただし、空き家活用促進事業については、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年11月25日から施行し、平成26年4月1日以降に着手したものから適用する。ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業に係る規定については平成26年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。